

特定非営利活動法人 ROH プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本法人は、特定非営利活動法人 ROH プロジェクトと称する。

(英文名：Rights of Happiness Project, 略称：ROH プロジェクト)

(事務所)

第2条

本法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

本法人は、子どもの成長支援、被災地における復興支援、女性の自立支援などの活動を通じて、社会的に困難な状況にある人々（不特定かつ多数）が希望と尊厳を持って生きられる社会の実現を目指し、その生活の質の向上および地域社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) まちづくりの推進を図る活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 環境の保全を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条

本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の運営、食育支援事業
- (2) 不登校児を始めとする子どもへの学習支援及び居場所作り事業
- (3) 被災地支援活動および被災地団体への援助・連携事業
- (4) 女性のリーダー育成、スキルアップ研修、起業支援事業
- (5) 女性の自立支援に関するよもぎ製品販売事業
- (6) 育児相談、保健支援等の子ども・家庭支援事業
- (7) 国際交流を含む地域活性化活動

第3章 会員

(種別)

第6条

本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人（学生を含む）または団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第9条

会員は、本法人の一員として、以下の義務を負うものとする。

- (1) 本法人の目的を理解し、自発的かつ協力的に活動すること。
- (2) 他の会員および支援対象者に対して、礼節をもって接すること。
- (3) 本法人が定めるルールや方針を遵守すること。

(活動の運営)

第 10 条

1. 具体的な活動内容は本法人の定期的な会議や情報提供を通じて通知される。
2. 会員は、活動への参加を希望する際、事前に申し込みを行うこととする。

(会員の資格喪失)

第 11 条

会員は、次のいずれかに該当したときは、当然にその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は団体の場合は消滅したとき
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 正当な理由なく 1 年以上活動に参加しなかったとき
- (5) その他、除名されたとき

(退会)

第 12 条

会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる

(除名)

第 13 条

会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数 3 分の 1 以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
- (2) 本法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(個人情報の取り扱い)

第 14 条

本法人は、会員から取得した個人情報を適切に管理し、活動の目的にのみ使用する。個人情報の漏えいや不正利用を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得た上で行うものとする。ただし、法令に基づく場合を除く。詳細は、別途定めるプライバシーポリシーに従う。

(抛出金品の不返還)

第 15 条

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第16条

1. 本法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
2. 理事のうち、1人は代表理事、2人は副代表理事とする。

(選任等)

第17条

1. 役員は、正会員の中から総会において選任する。
2. 代表理事および副代表理事は理事の互選によって定める。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第18条

1. 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。
2. 代表理事以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が不在のときに代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づく本法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第19条

1. 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選

任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条

役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第22条

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第23条

1. 本法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
2. 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第24条

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条

総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 26 条

総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任または解任及び報酬
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 解散
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 27 条

1. 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 28 条

1. 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。
2. 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 29 条

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 30 条

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 31 条

1. 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
4. 前項の規定により総会の目的である事項の全てについて提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第 32 条

1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 30 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 33 条

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合においては、その数を付記すること。)
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第34条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第35条

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の職務
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第36条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第18条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条

- 1. 理事会は、代表理事が招集する。
- 2. 代表理事は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 40 条

1. 理事会における議決事項は、第 37 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項 とする。
2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 前項の規定により理事会の目的である事項の全てについて提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該理事会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第 41 条

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第 39 条及び次条第 1 項第 2 号の適用について、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 42 条

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しな

なければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条

本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第44条

本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第45条

本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条

1. 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(利益相反の防止)

第 53 条

1. 本法人の理事またはその近親者が、本法人との間で取引その他の契約を締結しようとする場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。
2. 前項の承認は、当該理事を除いた理事の過半数の賛成により決議する。
3. 理事は、自己または第三者の利益のために本法人の地位を利用してはならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 55 条

1. 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条

本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において正会員総数 4 分の 3 以上の議決によって選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条

本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条

本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(雑則)

第 59 条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(免責事項)

第 60 条

本法人は、会員が活動中または移動中に被った事故、傷害、損害、トラブル等について、故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

会員は、活動にあたって自己の健康および安全に十分配慮し、自らの責任においてボランティア活動保険等への加入を含む適切な安全対策を講じるものとする。

附則

1. この定款は、本法人が所轄庁の認証を受けて設立登記を完了した日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - 代表理事 高取裕子
 - 副代表理事 道端セイカ
 - 副代表理事 ドールトン恵世
 - 監事 舟越さゆり
3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. 本法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
6. 本法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 個人 3,000 円、学生 1,000 円、団体 1 口 10,000 円
年会費 個人 10,000 円 学生 1,000 円、団体 1 口 30,000 円
 - (2) 賛助会員 入会金 個人 2,000 円 団体 5,000 円
年会費 個人 2,000 円 団体 5,000 円